

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 6 年 3 月 29 日 (金曜日)

号 外 第 20 号

目 次	ページ
○条例	
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (政策・市町村課)	1
神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例 (総務・人事課)	2
市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (総務・人事課)	3
神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例 (総務・人事課)	3
職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例 (総務・人事課)	4
企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総務・税制企画課)	4
神奈川県立女性相談所条例の一部を改正する条例 (福祉子どもみらい・共生推進本部室)	6
神奈川県女性保護施設さつき寮条例の一部を改正する条例 (福祉子どもみらい・共生推進本部室)	6
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (福祉子どもみらい・共生推進本部室)	7
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (福祉子どもみらい・子ども家庭課)	9
国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例 (健康医療・医療保険課)	12
神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例 (健康医療・薬務課)	12
○規則	
住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (政策・市町村課)	12
神奈川県立女性相談所条例施行規則の一部を改正する規則 (福祉子どもみらい・共生推進本部室)	13
神奈川県女性保護施設さつき寮条例施行規則の一部を改正する規則 (福祉子どもみらい・共生推進本部室)	15
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (福祉子どもみらい・共生推進本部室)	16
国民健康保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (健康医療・医療保険課)	16

条 例

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第27号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第 1 条 住民基本台帳法施行条例 (平成21年神奈川県条例第86号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「法第30条の 8 に規定する」、「(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)のうち法第 7 条第13号に規定する住民票コード (以下「住民票コード」という。) 及び同条第 8 号の 2 に規定する個人番号以外のもの」及び「都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード及び同号に規定する個人番号以外のものを」を削る。

第 3 条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「等」を加え、同条中「第30条の15第 1 項第 2 号」の次に「及び法第30条の44の 6 第 1 項第 2 号」を加える。

第 4 条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「等」を加え、同条中「第30条の15第 2 項第

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号 一部 一、二〇六円 (消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市 中区 日本大通 一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (〇四五) 二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三 一五二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜 (〇四五) 五七一三三〇八

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています

2 号」の次に「及び法第30条の44の 6 第 2 項第 2 号」を加える。

第 5 条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「等」を加え、同条中「。）」の次に「及び法第30条の44の 6 第 2 項（第 2 号に係る部分に限る。）」を、「による都道府県知事保存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加え、「うち住民票コード以外のものの」及び「都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを」を削る。

第 6 条中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

第 7 条第 1 項中「第30条の40第 1 項」の次に「(法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「同条第 2 項」を「法第30条の40第 2 項（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に改める。

第 8 条中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

第 2 条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条中第 2 条の改正規定及び第 5 条の改正規定（「うち住民票コード以外のものの」及び「都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを」を削る部分に限る。）並びに次項の規定は公布の日から、第 2 条の規定は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(住民基本台帳法施行条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 住民基本台帳法施行条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第88号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項及び第 5 項を削る。

附則中第 6 項の前の見出しを削り、同項を第 4 項とし、同項の前に見出しとして「(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置)」を付し、第 7 項を第 5 項とする。

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第28号

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

事務部局の区分	定数
知事	7,796人
公営企業管理者	1,003人
議会	76人
選挙管理委員会	5人
監査委員	41人

人事委員会		35人
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		802人
教育委員会の所管に属する学校	校長及び教員	11,991人
	その他の職員	1,060人
	小計	13,051人
労働委員会		21人
神奈川海区漁業調整委員会		3人
合計		22,833人

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第29号

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

学校の種別	定数
小学校	9,678人
中学校	5,562人
特別支援学校	189人
高等学校（定時制の課程を置くもの）	19人
合計	15,448人

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第30号

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

警察官以外の職員	1,710人
合 計	17,413人

を

警察官以外の職員	1,725人
合 計	17,428人

に改める。

附則に次の1項を加える。

3 令和7年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に係る職員の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める員数に、同表の右欄に掲げる員数を加えた員数とする。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「前項及び附則第3項」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第1項及び附則第3項」と、同項中「同項」とあるのは「これらの項」とする。

警 部 補 及 び 巡 査 部 長	28人
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	13人
計	41人
合 計	41人

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第31号

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「人事委員会規則で定める医師又は歯科医師の特定の宿直勤務又は日直勤務にあつては1万1,700円、」を削り、「7,300円」を「7,300円」に改める。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の第14条第1項に規定する医師又は歯科医師の特定の宿直勤務を行う職員が、施行日以後引き続き当該宿直勤務を行う場合の宿日直手当については、なお従前の例による。

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第32号

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成16年神奈川県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア及びイ以外の部分中「次のいずれかに該当する」を「別表の左欄に掲げる」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号を次のように改める。

- (2) 対象不動産 企業立地支援事業を行う者が取得した不動産で、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものをいう。

第3条中「令和元年11月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「が」の次に「、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条、第3条関係）

1 次のいずれかに該当する事業のうち、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G—情報通信業、大分類I—卸売業、小売業、大分類L—学術研究、専門・技術サービス業、大分類M—宿泊業、飲食サービス業又は大分類N—生活関連サービス業、娯楽業に属するもの (1) 食品その他の心身の状態の改善に資するものに関する事業 (2) ロボットに関する事業 (3) 2050年までの脱炭素社会の実現（令和32年までに、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会を実現することをいう。）に資するものに関する事業 (4) 観光に関する事業 (5) 技術革新の進展に即応した高度な産業技術を用いて研究開発がされ、又は製造される素材に関する事業 (6) 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品に関する事業 (7) 情報通信又は電子工学に関する事業 (8) 輸送用機械器具に関する事業	企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（4の項に定めるものを除く。）で事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地
2 横須賀市、鎌倉市、小田原市、逗子市、三浦市、南足柄市、三浦郡、足柄上郡又は足柄下郡の区域において行われる事業（前項に掲げるものを除く。）のうち、日本標準産業分類に定める中分類09—食料品製造業、中分類10—飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ、飼料又は有機質肥料製造業に係るものを除く。）、中分類25—はん用機械器具製造業、中分類26—生産用機械器具製造業又は中分類27—業務用機械器具製造業に属するもの	企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（4の項に定めるものを除く。）で事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地
3 日本標準産業分類に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G—情報通信業、大分類I—卸売業、小売業、大分類L—学術研究、専門・技術サービス業、大分類M—宿泊業、飲食サービス業又は大分類N—生活関連サービス業、娯楽業に属する事業（前2項に掲げるものを除く。）	企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（次項に定めるものを除く。）で研究所の用に供するもの
4 日本標準産業分類に定める中分類09—食料品製造業、中分類10—飲料・たばこ・飼料製造業、中分類17—石油製品・石炭製品製造業、中分類25—はん用機械器具製造業、中分類26—生産用機械器具製造業、中分類27—業務用機械器具製造業又は中分類31—輸送用機械器具製造業に属する事業	企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（地方税法第73条の2第3項の規定により家屋の取得とみなされる家屋の改築であって、大規模な設備投資を伴うものにより、家屋の一部を取得した場合に限る。）

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の第 2 条第 1 号の企業立地支援事業を行う者（令和元年11月 1 日から令和 6 年 3 月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る同号の規定による認定の申請をした者に限る。）が同条第 2 号の対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

神奈川県立女性相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第33号

神奈川県立女性相談所条例の一部を改正する条例

神奈川県立女性相談所条例（昭和39年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県立女性相談支援センター条例

第 1 条中「神奈川県立女性相談所」を「神奈川県立女性相談支援センター」に改める。

第 2 条第 1 項中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第 3 項に規定する要保護女子に対し、相談、指導」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第52号。以下「法」という。）第 2 条に規定する困難な問題を抱える女性に対し、法第 9 条第 3 項に規定する相談」に、「被害者の相談」を「相談」に、「神奈川県立女性相談所（以下「相談所」を「神奈川県立女性相談支援センター（以下「センター」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 センターは、法第 9 条第 1 項に基づく女性相談支援センターとする。

第 3 条第 1 項中「相談所」を「センター」に改め、同条第 2 項第 1 号中「女子」を「入所者」に改め、同項第 2 号中「指導の効果が期待できない」を「センターにおいて適切な支援を行うことができない」に改め、同項第 3 号中「相談所」を「センター」に改める。

第 5 条中「相談所」を「センター」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に新たに入所に係る知事の承認を受けようとする者（同日前に入所の申込みをした者を含む。）について適用する。

神奈川県女性保護施設さつき寮条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第34号

神奈川県女性保護施設さつき寮条例の一部を改正する条例

神奈川県女性保護施設さつき寮条例（昭和39年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県女性自立支援施設条例

第 1 条中「神奈川県女性保護施設さつき寮」を「神奈川県女性自立支援施設」に改める。

第 2 条中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第52号。以下「法」という。）第12条第 1 項」に、「婦人保護施設として、神奈川県女性保護施設

さつき寮（以下「さつき寮」という。）を「女性自立支援施設として、神奈川県女性自立支援施設（以下「女性自立支援施設」という。）」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 困難な問題を抱える女性（法第 2 条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。）の女性自立支援施設への入所及び保護に関する業務
- (2) 女性自立支援施設に入所した者（以下「入所者」という。）の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助に関する業務
- (3) 入所者の自立の促進のための生活の支援に関する業務
- (4) 女性自立支援施設を退所した者についての援助に関する業務
- (5) 入所者が同伴する児童への学習及び生活の支援に関する業務
- (6) 女性自立支援施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

第 5 条中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改める。

第 9 条中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に、「神奈川県立女性相談所長が保護する」を「神奈川県立女性相談支援センター所長が保護し、及び自立支援（法第12条第 1 項に規定する自立支援をいう。）を行う」に、「判定した要保護女子」を「判断した困難な問題を抱える女性」に改める。

第10条第 1 項中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改め、同条第 2 項第 1 号中「女子」を「入所者」に改め、同項第 2 号中「指導の効果が期待できない」を「女性自立支援施設において適切な支援を行うことができない」に改め、同項第 3 号中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改める。

第12条中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第35号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第 1 条中「婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条）を「女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第52号）第12条第 1 項」に、「婦人保護施設を」を「女性自立支援施設を」に改める。

第 2 条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「社会福祉事業に関する熱意及び能力」を「女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、「おいて」の次に「入所者の置かれた状況に応じた」を加え、「処遇」を「支援」に改める。

第 3 条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第 4 条の見出しを「(職員配置の基準)」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第 3 号の職員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1

(2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2 以上

(3) 栄養士又は調理員 1 以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1 以上

(5) 事務員 1 以上

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

第4条第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改める。

第5条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「能力と熱意」を「に当たって女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、同条第1号中「更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業」を「法第2条に規定する困難な問題を抱える女性への支援に関する活動」に改める。

第6条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第7条第1項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「でなければ」を「としなければ」に改め、同条第2項及び第4項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第5項第1号ア中「4.95平方メートル」を「9.9平方メートル」に改め、同号イ中「直面して」を「直接面して」に改め、同条第6項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第8条の見出しを「(居室の入所定員)」に改め、同条中「人員」を「定員」に、「として4人以下」を「1人」に改め、同条に次の1項を加える。

2 女性自立支援施設への入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。
第9条を次のように改める。

(自立支援等)

第9条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況並びに本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに計画を作成しなければならない。

第10条の見出しを「(食事の提供)」に改め、同条第1項及び第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第3項を削る。

第11条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第12条を次のように改める。

(関係機関等との連携)

第12条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項及び第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

第13条第1項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「を定め」を「(第15条第4項において「非常災害計画」という。)を策定し」に改め、同条第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第18条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第20条とする。

第17条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改め、同条を第19条とする。

第16条第1項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改め、同条第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「婦人相談所」を「知事」に改め、同条第3項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第18条とする。

第15条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第17条とする。

第14条第1項から第3項までの規定中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第4項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければ」に改め、同条を第16条とする。

第13条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び次条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
(業務継続計画の策定等)

第15条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）附則第4条による改正前の売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）の施設長に任用されている者は、改正後の第5条に規定する資格要件を満たすものとみなす。

3 この条例の施行前に婦人保護施設として設置された施設における居室の床面積の基準及び居室の入所定員は、当分の間、改正後の第7条第5項第1号ア及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施設を改築し、又は増築する場合は、この限りでない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第36号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 雑則（第112条）」を「第15章 里親支援センター（第112条～第117条）
第16章 雑則（第118条）」に改める。

第12条の 3 第 1 項及び第15条第 1 項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第32条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第34条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第40条中「ついて」の次に「、年齢、児童の発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第42条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第62条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第65条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第94条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第97条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第104条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第107条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第111条第 2 項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第15章中第112条を第118条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の 1 章を加える。

第15章 里親支援センター

（設備の基準）

第112条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（以下「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第113条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第 3 項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として 5 年以上の委託児童（法第27条第 1 項第 3 号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第 2 号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業（法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）の養育者等（児童福祉法施行規則第 1 条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第 2 号において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に 5 年以上従事した

者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助（専門的知識及び技術をもって、児童の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供すること等をいう。以下この条及び次条第 2 号において同じ。）に関する識見を有するもの

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前 2 号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第 3 項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として 5 年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に 5 年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助に関する識見を有するもの

(3) 里親等への支援の実施に関して、知事が前 2 号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第 3 項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として 5 年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に 5 年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助に関する識見を有するもの

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前 2 号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第114条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第 4 項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第 3 項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として 5 年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に 5 年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助に関する識見を有するもの

(3) 知事が前 2 号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第115条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第 1 項第 3 号の規定による児童の委託の推進、里親等への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第116条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の 3 第 1 項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第117条 里親支援センターの長は、児童相談所等及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第37号

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成29年神奈川県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「 1 と」を「0.6と」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第38号

神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同条第 3 号中「第 2 条第 1 号」を「第 2 条第 1 項第 1 号」に、「同条第 4 号」を「同項第 4 号」に、「同条第 6 号」を「同項第 6 号」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条中第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第10条第 1 項中「第 2 条第 7 号」を「第 2 条第 6 号」に改める。

第11条第 1 項中「第 6 号」を「第 5 号」に改める。

第12条第 2 項、第15条第 2 号及び第16条第 1 項第 2 号中「第 2 条第 6 号」を「第 2 条第 5 号」に改める。

第18条第 1 項中「同条第 7 号」を「同条第 6 号」に改める。

第19条中「第 2 条第 6 号又は第 7 号」を「第 2 条第 5 号又は第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

規 則

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第23号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成22年神奈川県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の 8 に規定する」及び「(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)のうち同法第 7 条第13号に規定する住民票コード（次条において「住民票コード」という。）及び同法第 7 条第 8 号の 2 に規定する個人番号以外のもの」を削る。

第 2 条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「等」を加え、同条中「による都道府県知事保

存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加え、「のうち住民票コード以外のもの」を削る。

第 3 条中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和 6 年神奈川県条例第27号）の施行の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定及び第 2 条の改正規定（「のうち住民票コード以外のもの」を削る部分に限る。）並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年神奈川県規則第123号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項及び第 5 項を削る。

神奈川県立女性相談所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第24号

神奈川県立女性相談所条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立女性相談所条例施行規則（昭和39年神奈川県規則第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県立女性相談支援センター条例施行規則

第 1 条中「神奈川県立女性相談所条例」を「神奈川県立女性相談支援センター条例」に改める。

第 2 条中「神奈川県立女性相談所（以下「相談所」を「神奈川県立女性相談支援センター（以下「センター」に改め、同条第 1 号中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第 3 項各号」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第52号）第 9 条第 3 項各号」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「神奈川県立女性相談所条例」を「神奈川県立女性相談支援センター条例」に改める。

第 3 条及び第 4 条を削る。

第 5 条の見出しを「(支援計画等)」に改め、同条第 1 項中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に、「に対する措置を講ずる」を「(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 2 項に規定する被害者をいう。以下同じ。) への支援」に、「相談、調査、判定等を十分」を「その者が抱えている問題及びその背景、心身の状況等の適切な把握（以下この条において「アセスメント」という。）を」に、「個性に適した具体的な指導又は援助」を「意向を踏まえながら、最適な支援を行うため」に、「たてなければ」を「立てなければ」に改め、同条第 2 項中「相談、調査、判定等の」を「アセスメントを行つた」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条を第 4 条とする。

第 7 条第 2 項中「には、実情を調査し、必要と認めるとき」を削り、同条第 3 項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条第 1 項中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改め、「帰郷させ、又は」を削り、同条第 2 項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条を第 7 条とする。

第10条中「相談所」を「センター」に改め、同条を第 8 条とする。

第11条を削る。

第12条中「処遇」を「支援」に、「相談所」を「センター」に改め、同条を第9条とする。
第1号様式（表）中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」に改め、

所長
管理課長
指導課長
所員
面接員

を削り、「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改め、同様式（裏）中「指導経過」を「支

援経過」に改める。
第2号様式中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」に、「神奈川県立女性相談所長」を「神奈川県立女性相談支援センター所長」に、「次のとおりですから、一時保護をしてください」を「一時保護を希望しますので、次のとおり申請します」に改める。
第3号様式（第1面）中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」に、「神奈川県立女性相談所」を「神奈川県立女性相談支援センター」に改め、同様式（第2面）中

所長		管理課長		指導課長		所員		担当者	
----	--	------	--	------	--	----	--	-----	--

を削り、

健康		知能程度	
疾病		性格	

を

身 体 の 状 況		に
精 神 の 状 況		

改め、同様式（第3面）中「措置年月日」を「保護年月日」に、「措置内容」を「保護内容」に改め、同様式（第5面）中「記事」を「内容」に改める。

第4号様式中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神奈川県女性保護施設さつき寮条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第25号

神奈川県女性保護施設さつき寮条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県女性保護施設さつき寮条例施行規則（昭和39年神奈川県規則第37号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

神奈川県女性自立支援施設条例施行規則

第1条中「神奈川県女性保護施設さつき寮条例」を「神奈川県女性自立支援施設条例」に改める。

第2条中「神奈川県女性保護施設さつき寮指定管理者指定申請書」を「神奈川県女性自立支援施設指定管理者指定申請書」に改める。

第4条第3号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第4号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「神奈川県女性保護施設さつき寮」を「神奈川県女性自立支援施設」に改める。

第5条中「神奈川県立女性相談所」を「神奈川県立女性相談支援センター」に、「相談所長」を「センター所長」に改める。

第6条中「神奈川県女性保護施設さつき寮」を「神奈川県女性自立支援施設」に、「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改める。

第7条第1項中「相談所長は、要保護女子をさつき寮に入所させようとする」を「センター所長は、困難な問題を抱える女性が女性自立支援施設に入所することが適当と判断した」に、「さつき寮の」を「女性自立支援施設の」に、「寮長」を「施設長」に改め、同条第2項中「寮長」を「施設長」に、「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改める。

第8条の見出しを「(支援の方法)」に改め、同条中「寮長は、さつき寮に入所した者」を「施設長は、入所者及びその同伴する児童」に、「入所者」を「入所者等」に、「処遇上又は一身上の問題につき」を「支援を行うに当たって」に、「指導上」を「支援のため」に改める。

第9条及び第10条中「入所者」を「入所者等」に、「寮長」を「施設長」に改める。

第11条第1項中「寮長は、入所者」を「施設長は、入所者等」に、「相談所長」を「センター所長」に改め、同条第2項中「相談所長」を「センター所長」に改める。

第12条中「寮長は、さつき寮」を「施設長は、女性自立支援施設」に改める。

第13条第1項中「寮長」を「施設長」に改め、同条第2項中「寮長」を「施設長」に改め、同項第1号中「入所者の処遇」を「入所者等への支援」に、「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改め、同項第2号中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改める。

第1号様式中「神奈川県女性保護施設さつき寮指定管理者指定申請書」を「神奈川県女性自立支援施設指定

管理者指定申請書」に、「神奈川県女性保護施設さつき寮条例」を「神奈川県女性自立支援施設条例」に改める。

第 2 号様式（第 1 面）中「女性保護施設さつき寮」を「女性自立支援施設」に改め、同様式（第 2 面）中「寮長」を「施設長」に、「指導員」を「支援員」に、

健	康		知 能 程 度		を
疾	病		性 格		
特	技		そ の 他		

身 体 の 状 況		に
精 神 の 状 況		
そ の 他		

改め、同様式（第 3 面）中「指導経過」を「支援経過」に、「記事」を「内容」に改め、同様式（第 4 面）中「記事」を「内容」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第26号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

第 1 条の見出し中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条中「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改め、同条第 1 号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第 2 号中「婦人保護施設において」を「女性自立支援施設において、」に改め、同条第 3 号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、「建物が」及び「により」の次に「、」を加える。

第 2 条中「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第14条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第376号）」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準第18条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（令和 5 年厚生労働省告示第110号）」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

国民健康保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第27号

国民健康保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則

国民健康保険法施行条例施行規則（平成30年神奈川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（特別交付金の配分の特例）

- 3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までの間、第 6 条の規定により交付する市町村ごとの特別交付金について、当該市町村の法第75条の 7 第 1 項に規定する国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の額と当該市町村の国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（令和 6 年神奈川県条例第37号）による改正前の国民健康保険法施行条例第 4 条に規定する医療費指数反映係数を用いて算定した国民健康保険事業費納付金に相当する額との差額に知事が別に定める率を乗じて得た額を用いて、知事が別に定めるところにより調整を行うものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。